遺言・相続
講演会＆相談会

相続が心配な方、
遺言書を書いて
みたい方は
ぜひご参加を！



静岡地方法務局 マスコットキャラクター
しずぼっち

相続登記は「しなくてもよい手続」から
「しなければならない手続」へ。
令和６年から、不動産を相続したことを
知った日から３年以内の登記が義務となりました。
大切な財産とご家族の安心を守るために
遺言書を活用した相続対策を今から始めませんか。

令和8年
講演会 11/12（木曜日）
相談会 11/18（水曜日）

参加無料・事前予約制

会　場

静岡地方法務局富士支局４階会議室
場所：富士市中央町二丁目７－７
岳南鉄道「ジヤトコ前駅」から徒歩１０分
（地図は裏面）

プログラム

講演会 **11月12日(木)14:00～16:00　定員20名**

第１部「遺言制度」（富士公証役場　岩崎琢治 公証人）
第２部「自筆証書遺言書保管制度」（法務局職員）
第３部「相続登記」（法務局職員）

相談会 **11月18日(水)14:00～16:00 定員20組**
(1組2名まで各20分)

相続・遺言相談（相談員　静岡県司法書士会司法書士）

申込方法

お電話又は３階総務課窓口にて事前にご予約ください。
①参加者氏名 ②電話番号 ③住所 ④講演会・相談会の参加希望(両方も可)

予約受付期間

令和８年10月15日（水）午前９時から
定員に達し次第、受付を終了します。

問合せ・申込先

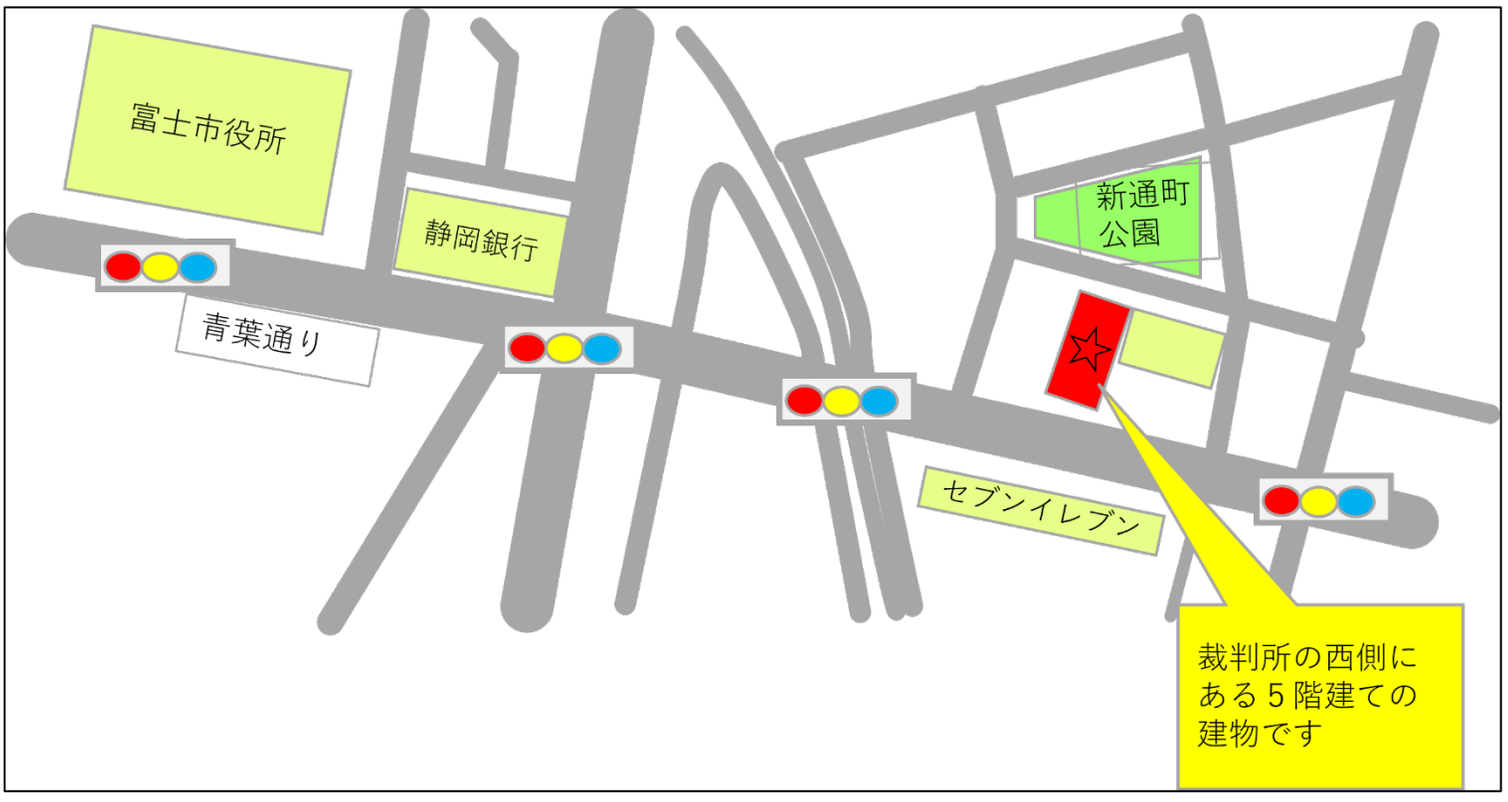
静岡地方法務局富士支局総務課 TEL 0545－53－1200(音声案内４番)

主催：静岡地方法務局　共催：静岡公証人会・静岡県司法書士会

会場　静岡地方法務局
富士支局４階会議室



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



※お車での来庁を予定されている方は、御予約の際、職員にお伝えください。



遺言書ほかんガルー

遺言や相続の手続、制度に関しては、ホームページでもご案内しています。

法務局

静岡地方法務局ホームページ
（相続登記義務化・自筆証書遺言書保管制度・法定相続情報証明制度・相続土地国庫帰属制度など）

公証人

富士公証役場ホームページ

司法書士

静岡県司法書士会ホームページ